民営駐輪場設置に対する

補助制度のご案内

市内の各駅周辺において、放置自転車の解消及び駐輪場の適正配置推進のため、

駐輪場の設置者に対し補助金を交付します。

●どのような駐輪場が対象になるの？

（１）不特定多数の方が利用できる公共の駐輪場であること。

（２）市内の駅を中心におおむね300ｍの範囲であること。

（３）新設・増設により収容台数が10台以上増加すること。

（４）補助金交付を受けた駐輪場は5年以上運営されること。

●補助金の額はいくらになるの？

駐輪場の整備に要する費用について、以下の(1)(2)のいずれか低い方の額を

1/3にした額を補助します。また、上限金額は500万円となります。

（１）実施事業費

　　 駐輪場の整備に必要な敷地内工事及び敷地内に必要器具等を設置する経費

|  |  |
| --- | --- |
| **経費に含むもの** | **経費に含まないもの** |
| 駐輪ラック、精算機、フェンス、屋根、照明、防犯カメラ、看板、舗装工事費 | 土地取得費、既存施設取得費既存施設解体費など |

　　（２）基準事業費

　　 自転車1台あたりの整備基準単価に整備台数を乗じた額

建築確認を要するもの　　： 10万円

　　 建築確認を要しないもの ：　6万円

　　　　　　　　　（原動機付自転車、自動二輪車は1台を1.5台として換算）

※この補助金は予算の範囲内で補助するものですので、申請しても補助が受けられない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、下記までお問合せください。申請書等はさいたま市ホームページからダウンロードができます。



さいたま市　都市計画部　自転車まちづくり推進課

TEL０４８－８２９－１３９９　FAX０４８－８２９－１９７９

<http://www.city.saitama.jp/005/003/011/002/p055637.html>

